

## ご意見への回答

令和2年7月15日  
図書館長

### 【件名】

他館からの資料の取り寄せについて

### 【ご意見】

令和2年6月19日 福島市 50代

図書館用語では「相互貸借」と呼んでいるようだが、他の図書館からの資料取り寄せについてホームページで公開してほしい。

他県からの取り寄せに係る費用について教えてほしい。

### 【回答】

ご意見をいただきありがとうございます。

ご指摘のとおり、図書館の利用者にはわかりにくい言葉でありますことから、相互貸借の名称は使わず、当館のホームページの利用案内に「ご希望の資料が県立図書館に所蔵されていない場合も、他の図書館から借用して、できるだけご希望に応じています。ご希望の場合は、ご来館のうえ貸出・登録カウンターでお尋ねください」とお示ししているところです。当館の提供するサービスについて、ホームページを閲覧される方にわかりやすくなるよう工夫をしております。

相互貸借は、加盟する図書館関係団体の取り決めにより実施しており、図書の搬送に係る料金につきましてもその取り決めにより定めています。当館は、北日本（東北・北海道）地区内の図書館の加盟する団体と、全国の図書館が加盟する団体の両方に所属しており、図書を借受ける相手が、北日本地区内の館か地区外の館かにより適用する料金の取り決めに違いがありますことから、相手図書館により皆様の料金負担も異なることとなります。ご理解をお願いいたします。

(担当：資料情報サービス部長 電話 024-535-3218)